

食品安全委員会（第488回会合）議事概要

日 時：平成25年9月9日（月） 14：00～14：59
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか5名出席
傍聴者：報道 2名、行政機関 1名、一般 8名

議事概要

（1）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

（2）肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について

- ・「アンプロリウム」に関する審議結果の報告について
- ・「エトパベート」に関する審議結果の報告について
- ・「クエン酸モランテル」に関する審議結果の報告について
- ・「ナイカルバジン」に関する審議結果の報告について

→担当委員の熊谷委員長から説明

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとともに、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬及び動物用医薬品「フェノブカルブ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フェノブカルブの一日摂取許容量を0.013 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤（マリンディップ）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤（マリンディップ）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統については、『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

（４）平成２５年度食品健康影響評価技術研究の追加採択課題（案）について

→調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員及び事務局から説明。

平成２５年度食品健康影響評価技術研究の追加採択課題については、案のとおり決定された。なお、受付番号５９と６１の課題については、両課題を統合して実施することとなった。

（５）食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成２６年度）（案）について

→調査・研究企画調整会議座長の佐藤委員及び事務局から説明。

食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成２６年度）については、案のとおり決定された。

（６）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成２５年８月分）について

→事務局から報告。